

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなが人権文化まちづくり協会
第71号(2021年9月)



目次

「協会だからこそできることを」	3
「次の半世紀の一步を踏み出します」	4
「自分と向き合う対話の力」	12
「参加型で学ぶ部落問題」	19
「安心・自信・自由の地域づくり～助成事業、2年目採択」	25
「一年を振り返って」	29
インフォメーション	30
編集後記	31

協会事業がなんとかスタートしました

◇度重なる緊急事態宣言の発出と解除、まん延防止等重点措置への切り替えが繰り返されて、一体いつがどういう状態だったのかを思い出せません。そんな最中でしたが、人権平和センターが昨年11月、空調工事に突入しました。

工事中は休館で貸館や登録サークルの利用は中止されていましたが、協会事務局もセンター職員も都市創職員も通常通りに勤務していました。こども園の午睡時間は作業をストップしてくれていまし

たが、ハンマードリルの音や、時折訪れる天井を落とすドーン！という大きな音に心臓が止まるかと思ったり、何がぶつかったのか机のガラスマットが割れてしまったこともありました。勤務する我々も不便でしたが、働く人がいながらの工事は作業員さんたちも非常にやりにくかったと思います。今年6月、リニューアル・オープンを迎え、ようやくそれぞれの事業が波に乗ってきました。みなさんも遊びにきてください。【森山】



2020年11月



2021年9月

巻頭コラム

協会だからこそできることを

酒井 留美【事務局長】

豊中市からの「相談及び人権・平和啓発事業」「こどもの学び・居場所事業」「こども多世代ふれあい事業」「老人憩の家管理運営業務」を受託し、新しい体制でスタートし1年半が経ちました。この秋から冬にかけて評価委員による審査が入ります。事業を受託した時に「私たちを取り巻く状況をしっかり見つけ、協会に求められていること、期待されていること、果たすべき使命を自覚し、それに応えるものを創り出し、協会の存続意義を揺るぎないものにしなければなりません。もちろん、これまでもそうしてきましたが、より目的意識性を持ち、事業の構想・立案から実施・検証に至るまでの過程を具体的に反映させることを追求します」と事業計画の最初にあげていましたが、果たして職員一人一人がどれだけ意識をして仕事ができただでしょうか。今の自分の仕事をどれだけアピールできるかにかかっていると思います。

昨年度に引き続き、今年度もコロナウイルス感染の拡大で緊急事態宣言な

どが発令され、今までのようにできないことがたくさんありますが、できること（できる方法）を探りながら進めることにより、新たな発見がありました。講座などはZoomで開催することにより、遠くに住んでいる方の参加があったり、新しい出会いや繋がりを持つことができたりしています。

その他にも、高齢者や子どもたちの、安心してホッとできる場を制限がありながらも提供できています。一時中止をしていた後に、再開できた時のみんなのホッとした笑顔は最高でした。



この夏、植えたゴーヤ

また、昨年度（2020年度）「児童養護施設周辺地域のCAPの実施」を事業目的にモバイル・コミュニケーション・ファンド主催の「ドコモ市民活動団体助成事業」にエントリーし採択され、助成金を受けることができました。協会として豊中市以外からの初の事業収入を獲得しました。

子どもと対等な関係で気持ちを聞くスキルを身に付けること、また児童養護施設やこども園、小学校、中学校の子どもたちにCAPのプログラムを届けるため、協会が中心になりNPO法人CAPみしま・大阪、J-CAPTAの方々の

協力のもと地域の児童養護施設、小中学校でワークショップを実施することができました。さらに、今年度（2021年度）も無事に「ドコモ市民活動団体助成事業」を受けることができました。CAP事業をとおして、相談・啓発・子ども事業が単体にならず、繋がりのあるものだと認識し展開できればと思います。

そして受託事業や助成事業をとおして、協会の認知度を高め、地域や多くの方々にまちづくり協会が必要だと思っただけのよう頑張らねばと思います。

人権協50年

次の半世紀の第一歩を踏み出します

青木 康二【監事】

次の半世紀

わたしども豊中市人権教育推進委員協議会は、昨年（2020年）度に設立50年の歴史を刻みました。

そして「次の半世紀の第一歩」を踏み出そうと決意した本年度、34年間にわたって人権協とともに歩まれた島田忠雄前会長が勇退されました。わたしは、その後任に就き、あっという間に5か月が過ぎました。

前会長の足元にも及ばない若輩ですが、「人権協は精いっぱいその第一歩を踏み出しました」と51年目を迎え

た決意とともに具体的な活動報告を多くの市民の方々にお伝えしたく思っていました。

コロナ禍

しかし、このコロナ禍の下、年度当初のスタートに必要な大事な会議を何とか強引に開催したものの、その後は予定をすべて中止とせざるを得ませんでした。結局、人権協活動の礎にあたる各校区委員のみなさん方との組織的な取り組みは何一つ手を付けることができぬまま、ただただ日々が過ぎてい



人権サロン「五中と私」の青木さん(2011.3.22)

き、もうすぐで半年となるところとなりました。

新規に委員になられた若い市民(PTA)の方々が多くおられながら、その委員の方々に「人権協」を発信する場がひとつもつくれません。土台となるPTAさえ活動自粛が求められる状況にあればどうすることもできませんでした。毎日歯ぎしりする思いで「コロナ禍」の状況を見つめていました。

リモート対応

このような重たい日々を私たちは、何の対応策も浮かばず、この夏もボートと過ごしていました。その一方で、PTA活動に関わっている若い役員や委員からの「コロナ」禍と対峙するPTAの現場対応や課題等が事務局(市教委社会教育課)へ次々と届けられていました。その結果、多くのところで取り組まれているように、とりあえず、この9月に入ってからは、これからの学習や発信の場を可能な限りリモート対応ですすめることとしました。若い力の大きさを実感しました。

国民的課題

1965年、同和対策審議会答申が内閣総理府に提出されました。答申は「同和問題の解決は、その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」という内容でした。部落問題は、差別する人の問題であることを明記したわけです。それを受けて国は、1969年に同和対策特別措置法を施行しました。そして、国や地方自治体が全力をあげて部落問題解決に向けて施策を打ち出しました。その流れの最中に、私たち人権協は立ち上がりました。1970年4月14日のことでした。

きっかけは、豊中市民による和歌山県田辺市への身元調査依頼事件でした。これを受けた一市民が「このような部落差別の解決に向けては、人権教育をていねいに推し進めることが一番だ。学校では子どもたちに人権教育が取り組まれるが、おとなの人権教育をどうするかが課題だ」と提起され、その目的に賛同した41人の方々によってこの人権協は結成されたのでした。

県教委指導主事

わたしは、1974年4月に島根県隠岐の島の高校で講師となりました。そこを首切られてその翌年は、新京極近くの旅館でお膳運びや蒲団敷きのアルバイト仕事をしました。その間の3年間、大阪府の教員採用試験を受け続けました。当時は必ず、一般試験問題で「同対審答申」にかかわる問題が出ました。他に他府県もいくつか受験して

います。定かな記憶はありませんが同様のことであったように思います。

ただ、ある県で受験した後での出来事は今だに頭の中にこびりついていません。採用試験を受験して1か月くらい経ってからだったと思いますが、県教委指導主事だという人が島根県の我が家を訪ねてきました。わたし以上に父や母がこわばった表情で応えていた場面を思い起こします。その後、彼は近所まわりをしてわたしたち家族のことを聞き取っていたということでした。その日夕方に近所の方が母に耳打ちしてくれました。彼は、新幹線で大阪を超えて在来線に乗り、遠くの我が家まで足を運んで来たのでした。この県の結果は、不合格でした。同対審答申や同対法が出て間もない頃とは言え、あのときの記憶はわたしの中から消えることはありません。

4月10日付け辞令

1976年4月10日、何とか豊中市の中学校教員に採用されました。一般的には、4月1日採用ですが、わたしは10日遅れの辞令交付式でした。市役所から離れた場所（今はありません）にあった市教委で、教職員課長からわたし一人だけ辞令を受け取りました。その時の課長の言葉を今でも思い起こします。「生徒が今か今かと待っているよ」と、わたしには意味のわからない内容でしたが、なぜ4月10日だったのかは後日知りました。

赴任先では、わたしの任務が「障害児学級担任」としてすでに決まってい

ました。すでに始業式も入学式も済まされたあとで、学校は軌道に乗ろうとしていたところでした。ひとつの学年で14学級もある超過大校で、学校の中で出会う人たちが誰が先生で誰がそうではないのかまったく識別できない巨大校でした。赴任して校長への挨拶のあと、「ごめん、明日から〇〇小学校へ行ってください」と予想もしない指示がありました。

Tさんとの出会い

わたしは、指示された小学校へ出向くことになりました。そこは「ひろがり学級」という名前が掲げられていました。廊下と二つの教室の壁を取り外して大きなスペースを確保したカーペット敷きの大きな教室でした。少し時間が過ぎると、次々と「児童」と言われる人たちがスクールバスで「登校」してきます。歩く人がほとんどでしたが車いすの人もいました。「登校」と言っても一般的な8時30分頃ではありません。1時間以上経ったなかでの登校だったと思います。豊中市の中央から西部に位置する住居から登校してきているということを知りました。校区外からの通学でした。

そこでわたしが担当するTさんとの出会いました。聞けば、彼はこの学校を卒業して2年経っていたとのことです。前年は「不安」というのが先だって中学校就学を受け入れられず、卒業2年後に同じクラスであった同級生からの「Tさんも一緒に中学校へ行こう！」という強力な背中押しがあっ

親御さんが中学校就学を決断したということでした。当時の市教育行政の勇断に敬意を表します。同級生とともに就学できる喜びもつかの間、今度は中学校現場がその受け入れの是非で二転三転し、4月はじめにの職員会議でようやく受け入れを決定したのだということ。「ひろがり」の先生方から伺いました。しかも、中学校での受け入れのための施設設備が整うまで「しばらく中学校通学は待ってもらい、卒業した小学校でお世話になって！」ということがTさん親子に要請されたというわけです。そこに、わたしが担当として赴任し、校長からの指示で小学校へ勤務することになったのでした。なぜ4月10日辞令だったのか、教職員課長の言葉の意味も少しずつ理解できるようになりました。その日から、Tさん、そして「児童」として他校区から通学してくるひとたちとその親御さんたちとのやりとりが始まりました。

それから2か月が経ちました。少し学校教員として慣れてきたわたしは、異様な学校生活を強いられるTさんを中学校に戻すことを決意しました。学年会でも強引にそのことを訴えて、Tさんも堂々と中学校1年生としての生活をスタートさせました。彼を受け止め大きく支えてくれたのが卒業小学校の同級生たちでした。就学年齢を大きく超えるTさんに対して、「Tくん、Tくん」と2か月ぶりに再会できたことを喜んでいました。

あらためて当時の同級生たちとの中学校生活をつくるようになって、わた

しも、当時の職員会議録などを覗く機会を与えていただきました。その内容には「誰が彼のおしっこや食事の面倒をみるのか」などとのやりとりの記録がありました。当時の養護学校でも、授業を担当する先生と生活面を担当する職員とで仕事の区分けがなされていたのだということを知りました。

Nさんとの出会い

小学校の「ひろがり」にはNさんというわたしと同年齢（26歳になろうとする）の「児童」がいました。小学校2年生でした。彼は言葉がなく、「ウーウー」と言いながら口の中に右手だったかを突っ込んでよだれをこぼしながらカーペットで覆われた教室中を歩き回ります。その翌年だったと思います。彼の弟さんが仕事中に怪我をされ市民病院に入院されるということがありました。そして、Nさんの母が病院の付き添いで彼を自宅に残したままいつものように施錠され出かけられたのです。その留守中に、「火」が出てしまい、彼は逃げ場を失って焼死するという出来事がありました。

また、「ひろがり」の児童ではありませんでしたが、その小学校の自閉的だと言われていた児童が、その将来を悲観した祖母によって縊死させられるという事件もありました。この祖母の孫殺し事件の刑事裁判では、裁判所へ近隣の方々から罪の軽減を求める嘆願書が提出されました。「障害」者差別の典型的な出来事でありました。

当たり前のこと

わたしが担当したTさんの保護者は、わが子の「障害」が重いために、憲法第26条の「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」という保護者の義務を、免じる「就学猶予」「就学免除」のお願いを当たり前のように行政に出されていた親の一人でした。そして「障害」の重い人たちが一生座敷牢のような狭い空間に押し込められ、一般社会とのかかわりを断たれるような状況を仕方なく受け入れていた親の一人でもありました。

その就学猶予や免除は、逆にいえば、「障害」が重い故に学校教育から「来なくてもいい」という排除される仕組みであったわけです。1970年代初め、そのことに気づいた教職員組合や市同和教育研究協議会によって市内全域の在宅児童実態調査や家庭訪問の取り組みが行われました。その動きに目覚められた親御さんや当事者が「それはおかしい」と立ち上がり、「うちの子どももあなたがたの子ども同様に学校へ就学し、勉強してお友だちをいっぱいつくりたい!」との就学闘争を展開されました。そしてその闘いは、1973年、島田小学校への「重度肢体不自由児学級」設置を実現することにつながりました。市内住居者の切り捨てられていた「重度」の「障害」をもつ人たちが島田小学校に集められたのですが、当時は、新聞や広報でも大ビッグニュースとして報道されました。それだけ、「障害」の重い人たちにとっては大きな壁が立ちただかる当時の「障

害」者差別の状況があったということでした。

その後、「ひろがり」学級は西丘小学校、刀根山小学校と市内南北西に拡大設置されましたが、その6年後の中学校にも「ひろがり」学級（北部の二中・南部の六中）が設置され、それ以降、地域の学校での校区就学を当たり前にする運動とともに、1980年代半ばには「ひろがり」学級は消滅していきました。

いま、児童・生徒への就学通知書は、「障害」の軽重に関係なく「校区の学校へ」と保護者のもとへ通知されています。「ともに生き、育ちあう」インクルーシブな社会を、50年前の1970年代から豊中市は全国に先駆けてつくろうとしてきたのでした。

Tさんは今

そんな時代の渦中に、豊中の学校に採用され、Tさんたちとの出会いがあって今のわたしがいます。Tさんは、中学校卒業後の進路として新設2年目の府立刀根山高校を受験しました。同級生とともに卒業後も高校生活を享受したいというのが願いでした。別室でゴロゴロ体を横にしながら時間を過ごしたと聞きました。その後も、豊中市や市教委と卒業後の進路課題について何回ものやりとりをしてきましたが、行政の腰は重く動かぬままのなか、結局自分たちの力で「ともに生きる場」をつくるのだと公言され、市内に「学習所」という地域で生きる場をつくられました。多くの市民や教職員も協賛

し、カンパも 300 万円ちかく集めることができました。わたしも、時には年休をとってこの学習所に出向き、一緒にその一日の生活をつくったものでした。当時の多くの教員も力を貸してくれました。残念ながら、親子とも年を重ねていく中で学習所の運営も厳しくなっていました。だんだんと支援の手も遠ざかるようになり、年老いた親だけでの運営ができなくなりました。ともに活動していたかつての生徒の I さんや H さんともバラバラになってしまいました。

T さんは今、国立の療養所で生活しています。父はとっくに亡くなり母も 80 を超えています。心配ではありますが何とかやっておられ、T さんとの面会の日を楽しみにしておられます。わたしと出会った時も就学年齢を大きく上回っていましたので、もう 60 歳前後となりました。3 年ほど前に三田の居住者となって久しい彼と再会しました。広くゆったりとした空間のある共同部屋で、彼は両手をグルグルと包帯で固く巻かれベッドに横になっていました。「T、T、」と呼びかけるのですが、目は遠くの方を見えています。両手のことは、どうしても自分の顔をひっかいたりするので残念だけどそうしている、と申し訳なさそうに担当の方が弁解されていました。母もそれを受け止めているような表情でした。ベッドのシーツや彼の寝巻はとても清潔感のある新しいものでした。行き届いた配慮があちこちに見られ、さすが国の施設だと感じました。母は「T くん、T

くん」と幼いわが子を抱きしめるように接しておられました。母にとっては、いつまでも幼子のようなわが子であるのかもしれませんが。「ともに生きる」ことの難しさをあらためて噛みしめました。

生徒の眩き

人権協は 1970 年に発足しました。それから 50 年の歴史を刻みました。人権問題や課題、市民の意識も随分と多様化しているように思えます。部落問題だけではなく、今日的には当時問われなかった様々な人権課題があり…

それでも、10 数年前の卒業の日に、担任につい眩いた生徒の言葉を忘れることができません。「先生、俺も将来結婚差別受けるのかな…」

わたしは、1970 年の人権協結成以来 51 年目を迎えた今年、冒頭で触れましたとおりの島田忠雄前会長のあとを引継ぎ、会長となりました。T さんや N さんとの出会いを大事にして、生徒の眩きをしっかりと受け止めた人権協活動をすすめていかなければと胸に刻んでいます。



人権協主催の基礎講座の様子

現在、私たち人権協は会員 4000 人弱の市民組織です。その活動基本は「人権文化のまちづくりをすすめよう」「人権意識をより高めよう」「人権尊重の輪を広げよう」の三点です。具体には「自己研鑽を深め、学んだことを自分だけのものせず周りの人に伝えよう」ということです。

厳しいコロナ禍ではありますが、私たち大人が互いに学び合い、自分らしく生きやすい社会をつくれたらいいなと思います。

市民の集い

この 11 月には、「人権教育をすすめる市民の集い」の開催を予定しています。コロナ渦の下でどのような開催実施ができるか頭を悩ませているのが正直なところですが、開催に向けてリモートも含めあらゆる可能性を手繰っていきこうと思っています。内容は、七中校区推進委員さんからの「意見発表」を予定しています。南部の課題と真正面から向き合われている教育課題や大人の生き方を学ぶことができるのではないかとワクワクしています。

もうひとつの記念講演は、「新宮晋さん」にお願いしました。新宮さんは、豊中生まれで克明小学校、豊中高校で少年時代を過ごされました。風や水などの自然エネルギーで動く彫刻や、絵本（「じんべえざめ」、「こんにちは、サンダリーノ」など）、舞台作品など発表し続けられています。国内外を問わず彫刻展に取り組みされる世界的な造形作家です。高さ数メートルのスチール



市民の集い（2020年11月）

製の彫刻も多く、風や水で動いたり、光を巧みに取り入れることで、自然との一体感を生む作品に特徴があるといわれています。わたしも新宮さんのお名前を知ってから地元の野畑図書館入口での造形を確認することができました。これらの作品は、豊中市内公共施設で見ることができます。「白い雲」（野畑図書館）、「翼にのって」（ローズ文化館）、「森のささやき」（千里体育館）、「宇宙の空」（モノレール柴原駅前）等です。市内 8 か所に新宮晋作品があるといわれています。探してみるのもなかなか面白いのではないかと思います。

基礎講座にも

その前段の 9 月には、人権協として一番大事にしている新しく推進委員になられた方々を対象にした二つの基礎講座に取り組みました。テーマのひとつは「人権協の歩みと今後の課題」です。「時代によって『当たり前』であったことが変わっていく背景は、一つではないと思いますが、このような活動を担って来た方々の『変えたい』とい

う思いが原動力になっていたことに気づかされました」これは今年の講座参加者の感想です。

もうひとつのテーマは「被差別文化の入門、人権文化ゆかりの地」です。今年のこの講座感想にも「わたしが生まれ育った地区は炭鉱があり、朝鮮の方が労働し、たくさんの方が生き埋めになりました。にもかかわらず、わたしも祖父母から朝鮮に対する差別的な教育を受けてきました。今日お話を聞き、すごく感動し涙が出ました。みんなが日本と朝鮮のルーツを知ることができたらいいのにと思いました」とありました。

一方で「差別、思想が偏りすぎて不愉快でした」「無知も怖いですが、知りすぎて逆効果にならなければと良いと思います」「人権協の実態が保護者に伝わっていない。推進委員を置くだけでは難しいかも」とかの厳しいご意見もいただいたりしています。

課題はきわめて大きい、しかし

お仕事をもちながら、昼間の会合に何とか休みをとられて参加される若い保護者の方々が中心です。仕事を休んでまで臨む価値があるのか、PTAの役員になったばかりにとんだ過重労働だ、任意の団体だと聞いているが参加は強制なのか、との人権協活動へのごく当たり前の批判的視点は毎年のようにぶつけられてきています。「1970年に他市への部落問い合わせ事件があっ



基礎講座の様子

て豊中市民が立ち上がられ、大人の人権教育が大切だと市民団体としての人権協が立ち上がった」と繰り返しお伝えしたとしても暖簾に腕押し状況は変わりません。推進委員選出にかかわる組織的な課題が大きく立ちはだかっています。でも、「先生、俺もな、将来な…」の呻きを真正面からとらえ受け止めていく、そんな人権協活動を手繰っていきたくと願っています。

結成51年目を迎えた人権協は、精いっぱいその第一歩を踏み出します。

人権教育をすすめる市民の集い

彫刻家・新宮晋さんによる 記念講演

会場：豊中市立ローズ文化ホール

11月11日(木)

13時～15時30分

問い合わせ：豊中市人権教育推進委員協議会
電話：06-6858-2580（豊中市教育委員会）

人権文化まちづくり講座

自分と向き合う対話の力

講師：藤岡 淳子（大阪大学大学院名誉教授）

今年度3回目のまちづくり講座は大阪大学大学院名誉教授の藤岡淳子さんにお越しいただきました。本来であれば、映画「プリズン・サークル」の上映をふまえて、藤岡さんに「加害者の回復支援についてお話いただく」という流れでしたが、緊急事態宣言の発出に伴い、映画は中止になりました。オンライン配信という選択肢もありましたが、6月20日に宣言が解除され、無事に会場で実施することができました。この日は藤岡さんのお話にくわえて、この日のテーマでもある「対話」を参加者のみなさんにも体験してもらいました。（文責：青木あさ代）

はじめに

みなさんこんにちは。今日は「自分と向き合う対話のチカラ」というテーマにしましたが、「刑務所あるいは受刑者・出所者の回復」が裏テーマになります。

自己紹介を兼ねてですが、少年院や刑務所、法務省の矯正局で心理や教育の仕事をしてきました。

非行少年に会って教育をしたり、あるいは刑務所の中で受刑者たちに会って心理アセスメントをしたり、グループ活動や教育をするというような仕事です。女子や少年刑務所など、様々なところに勤務しました。20年間勤めた後、大学の教員になって20年経ち、今年の3月に退職しました。

リベンジと野心

大学の教員をやっているときに、「島根あさひ社会復帰促進センター」という官民協働の刑務所で教育アドバイザーとして委嘱されて、受刑者たちの教育のプログラムを作ったり、教育の大本の構造を作りました。その中でどうやってグループをするのか、あるいはTCユニットと呼ばれる治療共同体の教育をどのようにするのか、スタッフのスーパービジョンなどの役割を取らせてもらっています。

そこを坂上香監督が「プリズン・サークル」という映画に撮ってくださって、皆さんに知れるところになりました。アドバイザー就任依頼を受けたのは、刑務所へのリベンジという気持

ちがありました。少年院や刑務所に勤めてると、塀の中は気持ちが沈んでくる。制限きついし、暗いし、汚いしみたいなところがあって、これでいいのかなと思いつつ、自分一人のチカラでは何もできない無力感を感じるが多かったのです。それでこの島根あさひで一矢報いたいなみたいな気持ちになり関わらせてもらいました。

今日のテーマは刑務所、受刑者・出所者との対話ということです。もちろん受刑者や出所者との対話の場づくりということもあります。しかし、一般社会の中で気持ちや考えをやり取りできて、お互いに擦り合わせながら合意を作って行ける社会を作っていかたいなというところもその先にある私の希望です。対話の促進と刑務所改革が今の私の野心です。

受刑者のトラウマ

日本の刑務所は基本的には規律・秩序を守ることが重要視されます。受刑者は外で犯罪してきたのだから、規律を破るものとして警戒して見られています。だから職員による大声での叱責や指示があります。それを聴くと職員として勤めていてもびくっとしますし、ちょっとなじめない感じが私にはありました。

それから受刑者のトラウマ率は、過去の被虐待だとか、一般人口に対してとても高いです。

被害者であれば、トラウマはケアもされやすい。だけど受刑者は加害者な



ので、トラウマとかいってられないところもあると思います。「プリズン・サークル」の予告編のコメントを見たら、「お前らそんなこといったって犯罪者だろ」とか、「みんな死刑だ」とか、そういうコメントがいっぱい出てきます。これが世間の一般の反応なのかなとか思いました。

受刑者は「捜検」といって、舎房から出るときに、身体を触られて、モノなどを持ってないか見られますし、作業に出てる間に部屋に入って勝手に違反物がないか探されます。

それに叱責や懲罰も厳しくて、厳しい行動制限もあります。それらが全部トラウマのトリガー、引き金になります。

過去に叱られまくって行動制限されまくった人が、またそういう状況に置かれるので、トラウマのトリガーになっておかしくなってしまう。それで問題行動を起こしてまた懲罰という悪循環になる。トラウマ症状としての行

動や症状を増加させて、結果として職員の仕事もかえってますます大変になります。

治療共同体（TC）の流れ

刑務所は変わる必要があるのではと思っていた私に、ちょうど島根あさひ刑務所の教育アドバイザーのオファーが来たのでやることにしました。刑務所を変えるための答えの一つとして刑務所内の治療共同体をやってみたいと思ったのです。

治療共同体とは、アメリカでもともと薬物依存症それからアルコール依存症のあった人たちの自助グループから発生しています。皆さん、「AA」をご存知でしょうか？「アルコホリック・アノニマス」といって、アルコール依存症の人たちの自助グループです。そのAAでチャック・ディードリックという人が重度のアルコール依存症だったのですが、回復しました。その人が作ったのがアメリカ型の初めての治療共同体です。

島根あさひのモデルにした「アミティ」も薬物依存から回復したナヤ・

アービターさんが作ったものです。今全米に広がっています。AAと違うのは、一緒に暮らすことと、言いつぱなし聞きつぱなしミーティングではなくて、発言したら誰かの反応が返ってくる。クロストークといいますが、もう少し自由に話せるやり方です。そのあたりが新しいところでした。これら当事者中心のやり方が一つの流れです。

もう一つはイギリスの精神医療の改革から発祥したものがあって、これは当事者ではなく医師とかが中心になって専門家が作ったものです。医療の医師と看護師と心理師と作業療法士、そういったチームを作って、患者さんたちもいっぱい話し合いをして回復していきましょうという動きです。

二つの動きは合流しつつあって、精神病院や刑務所、あるいは社会の中で当事者たちがたくさん話し合いをして自分たちの回復をしていこうという治療共同体という流れになっています。なんにしても、一口に治療共同体といっても様々です。いろいろなところを取り合わせて、自分たちの文化に合わせたTCを作れば良いと思っています。

個人と社会環境の関係

なぜ治療共同体なのかという問いへの一つの答えですが、犯罪行動というのは、その犯罪をした人が悪いという個人の問題だとして捉えられがちです。しかし、実際には社会の中で個人がどう行動するかということは、個人



と社会環境との関係で作られていくものです。ですから社会の中のどこで暮らすのかという環境をまずきちんと整えるということは実は極めて重要なことです。

特に出所した受刑者がどんな家に帰るのか、あるいは帰る家がないとか、社会内で保護司さんがどう生活環境を整えるか、お手伝いできるかとか、そういうことは重要な要因になります。刑務所の中だけでなく、外でも安心安全を作って、その中で自由に話し合いが出来て自分の考え方を見直したり、人の考えを聞いたりできる環境を作る。治療共同体というのは、共同体をつくるのが基盤です。

治療共同体（TC）は器

刑務所は一方的な構造で、受刑者が職員にいい返すことはできません。階級構造の中で上から言われたことを



ただやるということになりがちで、一方的です。その中にちゃんと聞いてやり取りができる安全な双方向の場を作る。それが治療共同体だと考えています。その中で話したり、聞いたりして自分自身が何を感じ、何を考えるのかということをも自分でわかっていく。コミュニティを作ることによって自分が変わり、そのコミュニティでまた別の人や人が育つことができるようなそういう仕組みを作る。だからどんな教育内容を作るかというよりまずその安心安全なみんなで作るコミュニティを作る。それが治療共同体の神髄だと思います。つまりTCは容器です。入れ物です。容器なのでそこに良いものであれば何を入れてもいいと私は思っています。

島根あさひには、専門家もたくさん入っていて、実際CBT（認知行動療法）が再犯率低下効果の実証データも出しているのでも、アミティのプログラムと並行してCBTの教育もやっています。そんなふうに治療共同体とは入れ物です。安心安全な場所を作ってコミュニティを作って、そこでみんなで育みましょうというのが治療共同体の神髄。それが刑務所での犯罪行動の変化に必要ななと思った一つの答えだと思ったわけです。

回復のためのコミュニティ作り

被害と加害というのは、人間関係を破壊し、被害者の被害も悪影響も甚大

です。でも、実は加害者もすごい被害体験がある。外から見てると刑務所に入ってる人は加害者以外の何物でもないのに、自分のことを被害者だと思っている。そういうことはよくあります。実際そう思っても無理のないような環境があり、そのせいで加害に転じているなんてこともよくあります。

彼らは「俺は被害者だ」と思っているし、そういった認識が犯罪にもつながるし、一人ひとりの成長やひいては社会の安全を阻害します。

実際に犯罪行動まで行かなくても、家族の中でお父さんとお母さんがバチバチやっているとか、そんな環境で子どもたちは成長を阻害され、自分自身に目を向けるところじゃなくなる。自分が何を感じ、何を考えているのかを誰も聞いてくれないから言語化できず、主体性が育たずに周りを見て生きている。そしてどこかで躓く。そんなことは刑務所まで行かなくても社会でよく起こっていることです。だからコミュニティを作っていくのがそうした人々に役に立つのではないかなと思います。

サークルとトライアングル

TCを支える構造としてサークルとトライアングルがあります。トライアングルは、コミュニティを維持するための責任の階層構造です。サークルは輪になって話し合うことに示されるように一人ひとりの考えや気持ちが尊重される場です。島根あさひで受刑者



参加者3人の「対話」の様子

は週日の半分をサークルで学んでいます。「アミティ」のテキストを使って過去のことを思い出したり、家族関係を思い出したり、被害のこと加害のことを思い出して話し合ったりしています。もう一つは私が作った認知行動療法的アプローチのテキストで勉強しています。スタッフも心理師や福祉士が講義、講演などをたくさんします。外部講師にもたくさん来てもらったりワークをしていました。ただ、今はコロナでほとんど行けなくなっています。私ももう2年行けていません。

開かれた対話

さて、今日のテーマは「自分と向き合う対話」です。自分の正直な気持ちや率直な考えを言えて、聞いてもらえる場所。安全な場所でないとは正直なことはいえないのでそういうサークルを作ります。あと、自分の気持ちや考えを言葉にして伝えたりするのは、実は結構修行が必要ですが、安全な場でいっぱい話したり聞いたりすると、段々できるようになります。これは結



構社会生活に役に立ちます。

まず、対話って何なんだろうという話です。対話は開かれていることが大切と思います。

ここに二人の人がいて、話し合おうとします。開かれている対話というのは自分の気持ちや考えを二人の間に出す。自分の気持ちや考えを外に出す。二人の間で話す、聞く。最初から結論ありきではない。するとお互いの境界線に新しい意味が生じる。それが対話です。

誰が偉いとか誰が正しい知識を持っているというのではなく、ひとり一人がその人の感じ方、考え方を持っていて、それを境界線に出して行って、二人の間に新しい価値、新しい考え、新しいものの見方、意味を生じさせる。これが対話です。対話は共に考える手段で、一人で考えている可能性を超えるものとしてそこに参加してる人たち全員の間で作られる。

サークルで話すときに、「こいつに負けちゃいけない」とか、あるいは「次は自分が何か喋んなくてはいけないかすごく心配」で、じっくり考えるとい

うことが難しくなる。話す、聞くをわけるといのがリフレクティングトーク（RT）のやり方です。今日はリフレクティングトークを使って、対話の練習というかちょっとしたことをしてみたいと思います。

聞き役、例えば心理職が受刑者と一対一で話します。そしてそれを聞いていた刑務官に今の話はどうでしたか？みたいに聞きます。そして受刑者にもう一回刑務官の今の話聞いてどうだった？と聞きます。そうすると人が話しているときに自分は話さなくていいので、聞くことに専念できます。

まとめ

このサークルを私たちは刑務所でやってましたが、社会のどこでも、職場でも家庭でもできると考えています。どうやって相手と対等にやり取りするかという話なので、どこでも使えると思っています。ただ、今の社会はあまりにも上から下への一方通行になっていて、学校までもそうなっている。学校は基本的には人が育つ場であるのに、勉強ができるとかスポーツができるとか人への評価がヒエラルキーになりがちになっている。人が育つ場では、この器という考え方とやり方はどこでも役に立つと個人的には思っています。

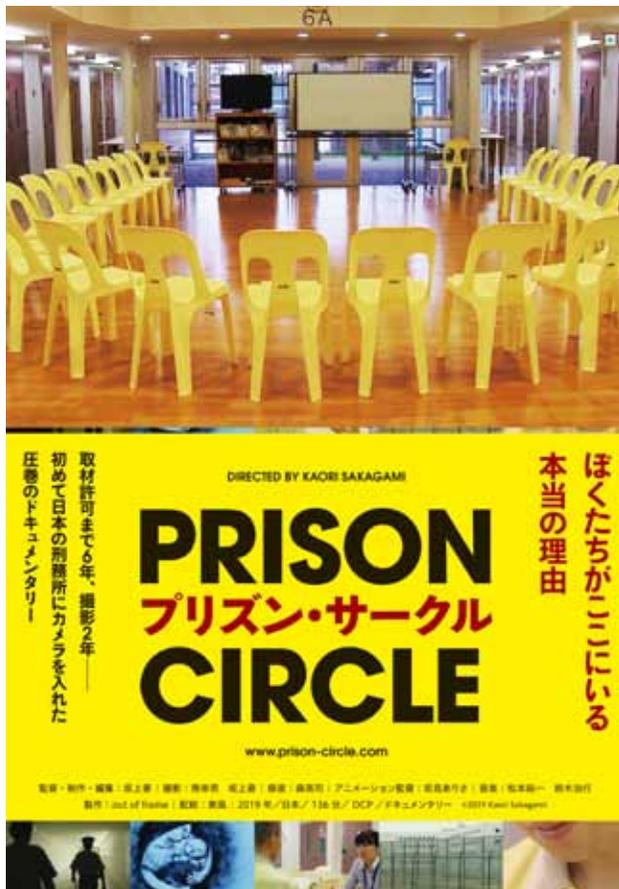
実はリフレクティングトークも一対一で話すのは結構難しく、すぐほかの人に向かって話してしまったりしがちです。不自然ですが話の交通整理

ができます。力の強い人や声の大きい人がバーッと話して結局わちゃわちゃになってしまうので。ちゃんと交通整理をしてだれもが話をできて、しかもその間黙って聞いていろんなことが考えられて、順番が来たら話すというちょっとしたルールを作っているだけだと思います。できるようになればひとり一人順番に聞くよりもサークルでわいわい話したほうが早いという場合

もあります。

リフレクティングトークは立場の違う人もみんな一斉にできます。当事者と保護司さんと立場はある意味違うのに、短い時間しかしゃべってないのに、みんな大変なんだとか、器って大事だとかに行き着く。やっぱり話の交通整理や話し方の様式は大事だと思います。皆さんもぜひやってみていただけたらと思います。

10月9日（土）上映決定!



入場
無料

① 10時～ ② 14時～ 会場：人権平和センター豊中
定員：200人 申込：電話、mail、FAX、HPから受付

人権文化まちづくり講座

参加型で学ぶ部落問題

講師：宮前 千雅子【関西大学人権問題研究室委嘱研究員】

今年6月、ようやくリニューアル・オープンした「人権平和センター豊中」で、部落問題をテーマにしたまちづくり講座は実は今回が初めてです。昨年11月にも宮前さんには講師としてお越しいただいたのですが、その時の会場は人権平和センター蛍池でした。宮前さんが出演された「バリバラ」*の放送を視聴後、「自分と部落問題との出会い」や「関わり方」についてグループで話し合いを行いました。【文責：青木あさ代】

部落問題を取り上げた放送

バリバラは去年の2月と12月に出演させていただきました。12月のほうのバリバラは副題に「部落との出会い方」という副題があるんですね。どんな風に課題に会うか、また出会うだけじゃなくて、そこからどうかわっていくかが大切だということだと思うんです。皆さんもいろんな出合いを重ねていけると思いますので今後の出合いやかかわりをご自身で考えてい

バリバラとは

NHKのEテレで木曜日夜8時放送の番組。バリアフリー・バラエティーの意味。障害者の視点からバラエティー番組を作ろうとの目標で作られた造語。

現在では「生きづらさを感じるすべてのマイノリティ」を対象に番組を制作するようになった。

ただくという会になればと願って今日の講座を進めます。

2月の番組は「Black in Buraku」と題されていました。場所は大阪市内を、いわゆるアフリカンアメリカンの人たちの視点を通じて、部落というマイノリティの存在を発見していくという感じです。そこに若い部落出身の青年たちも一緒に出演してくれています。名前を出して顔を出して若い人たちが出てきたということはすごくインパクトのある事だったと思います。

放送はされていませんが、玉木幸則さんという当番組のご意見番がこういった部落問題をテーマにしたものを「もっと早くに作りたかった」とおっしゃっていました。NHKの内部でも部落問題をテーマに番組を作ることに関してスムーズに話が進んだ訳で



はなかったと言っておられました。番組自体は斬新だったので、ギャラクシー賞っていう、マスメディアの人にとってはすごく評価のある価値のある賞を取っています。

12月に放映されたほうは、「部落との出会い方」という副題があり、タレントの副島^{そえじま}淳さんというアフリカンアメリカンの方が取材で部落を訪れたりしながら番組が進みました。実際に箕面の北芝に行かれて、取材されながら話をしていく。また徳島の取材にもいかれて、最後には水平社宣言を副島さんが講談風に読み上げるという形で終わりました。

「Black in Buraku」も歴史的な説明がありましたけど、それが終了した後、ディレクターさんに特に近代以降の歴史を少し説明する必要があるんじゃないかと言ったら、そこをコーナーとして設けてくれて、部落問題って江戸時代の身分制度の残りかすでは決してないので、近代社会の中で新たに作られてきた問題なんですね。そういうところも話に入れながら説明したというのが「部落との出会い方」でした。ち

なみにこれも斬新だったのでギャラクシー賞を受賞しています。

視聴者の反応

「こんな番組もっとしてほしい」という声もあるんですけども、そうじゃなくて「こんな番組必要あんのか」というような意見もありました。番組のHPから視聴者の声をいくつか紹介します。

1つ目は、「いまだに部落差別があると聞いて驚いた。いまだに部落とされる地域が公式にあるのでしょうか」というような言い方です。「部落差別は身分、職業、居住地が密接に結びついた封建制度に基づき存在した。現代日本にはそんな慣習ありません。」

部落差別は確かに身分制度には基づいてはいるけども、それだけではないんです。被差別部落ってこれまで公式に定義されたことはありません。社会の差別するまなざしが作っていったという風に言っても過言ではない社会問題ですよ。そのあたりの理解がやっぱりないんだなと思ったりします。

2つ目は「私は部落の人から脅迫されたり、逆差別を受けたことがあるので、部落の人たちには良い印象はない」。

こんな風に部落の人ってひとくくりにされてしまうんですね。これは社会学で言うと「過度な一般化」という事象で、マイノリティってそういう対象にされがちなんです。例えば外国人の人が一人何かしたら「ほら、外国人

は」って。でも日本人が犯罪しても「ほら、日本人は」って日本では言われないんですね。

3つ目は、仕事で部落に赴任した保育士さんです。「配属先の保育所が同和保育所として設立され、地域の人々や教職員と人権同和教育に取り組んできた。自分の学生時代も同和教育を受けてきたけど、実際に部落出身者と出会ったことはありませんでした。働く中で部落の人に出会い、部落に住む人って実際にいたんや、自分と変わらない普通の人なんやと思うんですね。差別をなくすには、出会うこと、知ることが始まりだと思います。隣にいる仲間が被差別部落出身者かもしれない、そんな想像力を持つことやだれかを思う心が育てば差別から大事な仲間を守れると思います」という声です。これもすごく大事です。

私は豊中地区に年に2回、フィールドワークで大学生たちを連れてきてるんですけど、そこである学生がこんな風に言ったんです。部落に行って帰ってきてお母さんに被差別部落に行ってきたと言ったら、「そんな怖いとこなんでいったんや」と怒られてしまった。その時に彼は豊中地区で出会った人の顔が出てきたと。母親からそこで出会った人たちを否定されている気がしてすごい腹立ったって。そういう顔が出てくるって大事で、そういう出会い、具体的な人と出会っていくことってというのは大きな力になるなというのを感じます。

4つ目は中学生の時のエピソードで



す。担任の先生が、結婚を考える相手が被差別部落出身で親に反対されたらあなたはどうか考えるという具体的な場面を設定して授業をされたんでしょうね。その授業を受けていた部落出身の方の声と想像されます。「私はドキドキしながらその日を迎えました。みんななんていうだろう。恐怖にも似た緊張の中、一人目の子が言ったのは、『僕は親に反対されてまで結婚はしません』という言葉でした。その後同じような意見が次々に続きました。その間私はどんどん下を向いていきました。これが私が将来受ける結婚差別なんだ、みんな私のことを知らないんだ。私はこの中で一人なんだ、そんなことが頭の中でぐるぐる回り早くこの時間が終わってほしいと涙をこらえながら考えたのが26年たった今でも昨日のこのように思い出せます。」という意見です。

これも実は私の周りにも似たような体験をした人がいるんです。今高3になるうちの子どもが小学校6年の時に、総合学習で水平社のことを勉強したんです。その時クラスのみんながめちやくちや退屈そうに見えたんです

て。

すごく悲しくなったので、意を決して自分が部落出身ですっていうことをカミングアウトしたんです。その時にやっぱり、みんな全然一緒に考えてくれてないのでごい孤立感が高まった。それに対してカムアウトすることで、何とか問題を訴えようとした彼の気持ちと、まあ時代も違うしもっともっと深刻な場面だったかもわかりませんが、なんかだぶる感じがして読みました。

このように視聴者の意見からは、すごく積極的なものもあるけれども、そもそも部落差別というものに対するの無理解もまだまだあることがわかります。

バリバラを見て

今から映像を少しだけ見ていただいて、皆さんに意見交換をしてもらおうと思います。番組の一部分をご覧くださいますが、どの場面が印象に残るかなという視点で見てもらってたらなと思います。映像の中で特に印象に残ったところと、なぜそこが印象に残ったのかという理由を考えていただきたい。それらをグループで交換するというのを参加型で学ぶ今日の入り口にしたいと思います。(ワーク)

各グループ印象に残った場面とその理由を発表

【参加者】「映像のなかで、太鼓集団で太鼓をたたいて自己肯定感を上げるだ

けでなく、もし何かあったら帰ってこれる場所でありたいと発言していたYさんに私は共感しました。自分が教員で、被差別部落の含まれてるところで働いてるんですけど、子どもたちは小学校、中学校、高校ってバラバラになっていっても、しんどくなった時に相談できるような子どもたちの関係は小学校のうちにつけときたい。居心地とか話できる仲間がいるとかっていうのは先輩たちが作ってくれた土壤があるからかなって思います。」

部落との出会い方

私は部落の外に出ている部落出身者なので、18歳まで自分が部落出身だということは知りませんでした。1965年生まれなのでめちゃくちゃ同和教育受けてる世代なんです。ただ、私自身は部落を校区に含まない学校で、わたし自身の理解としては他人事だったんです。たまに見る啓発映画も自分とは距離がある。ものすごい他者化して部落問題を理解してたと思います。また、授業の結論は「差別あかん」っていうメッセージな訳ですけど、でもそんなこと1回か2回言ったらわかる



やろって先生に対して内心思っていました。「何回、同じことやるねん」と。それが部落問題との1回目の出会い。ですから、全然いい出会いではなかったんです。そして18歳の時に2回目の出会いです。母親に部落出身やと言われて、むちゃくちゃびっくりしたんです。それまでは全く関係がないと思っていた立場が、しかもときにはかわいそうで気の毒だと思っていた立場が自分だったというわけなので、すごくショックを受けたんですね。しかも母の言葉が部落出身を隠せということだったので。そういう出会いを2回目にする。またそこで部落問題の意味が変わってくる。3回目は、どうしようもなく友達にカミングアウトして、その友達が「部落問題を一緒に考えよう」と返してくれた。その言葉で初めてちゃんと部落問題に向き合えるようになった。

このように出会いといっても、初めての出会いだけが出会いではありません。何度でも出会いができるんです。ではみなさんおひとりおひとりが、部落問題とどんな風に出会ったのかという経験を交換していただけたらと思います。(ワーク)

部落問題とどのように関わっていくのか

出会いは一回ではありません。今、仕事で部落問題にかかわっている方もいると思います。目指さないといけないのは、出会いの次、つまりかかわり



なので、自分でどんな風に部落問題にかかわって行くかを自分なりに考えていただくというのを最後にしたいと思います。今日は自分で部落問題を語るというのが大きな目的ではあるので、心残りのないように話をしていただけたらと思います。(ワーク)

部落問題を語れる社会

マジョリティとマイノリティの関係性は、自分の中のマイノリティとマジョリティを見ようっていつもお話しさせてもらってるテーマです。ただ、今回、番組に関わらせていただいた「バリバラ」で、先ほど言われたようにタブー視されがちな部落問題を取り上げたことは第一歩だという風に思っています。それは、マジョリティが作り上げてきた部落のイメージを変えることにもつながるはずだと思います。これに倣って、もっともっというんなマスメディアが、また私たちも一緒に大きい声で部落問題を語れるような社会の一步になればという番組だったんだという風に思っています。

今日の講座も新たな出会いではありません

ますので、この出会いを大事にしながら、今後も部落問題を一緒に考えていける仲間であれたらと思います。

人権文化まちづくり講座



参加型で学ぶ部落問題

部落問題はだれの問題？

参加者一人ひとりが自分事のひとつとして部落問題を考えるワークショップを行います。さまざまな人権問題を当事者だけの問題にせず、お互いの人権を尊重し、自分自身を振り返りながら、差別のない地域づくり、社会づくりをめざしませんか？お気軽にお越しください。

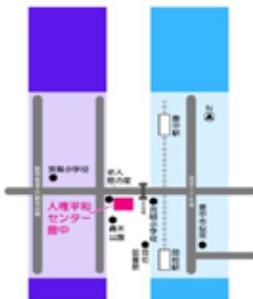
7月21日（水） 18時30分～20時30分

講師：宮前千雅子さん（関西大学人権問題研究室委嘱研究員）

会場：人権平和センター豊中（豊中市岡町北3-13-7）

定員：40名（要事前申込・先着順）

参加無料



主催：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会（豊中市委託事業）

豊中市岡町北3-13-7 tel：06-6841-5300

fax：06-6841-6655 mail：bwz37306@nifty.com

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにマスクの着用にご協力ください。また、感染状況により、講座が延期または中止になる可能性があります。



HPから
申し込みます！

コミュニティベースのCAP推進事業

「安心・自信・自由」の地域づくり

～ドコモ市民活動団体助成事業、2年目の採択も決まる～

西村寿子（理事）

協会がドコモ市民活動団体助成事業を受けて、20年9月からCAP（子どもへの暴力防止プログラム）を地域のおとなや学校園、児童養護施設に届けるプロジェクトが始まっています。この事業の目的は、「子どもが安心して暮らす暴力やいじめのない地域」を協会が主体的に作ることです。この1年間、協会が地域の学校園とCAPをつなぎ、児童養護施設はじめ周辺のこども園、小学校、中学校の子どもたち279人にCAPプログラムを届けました。あわせて、おとなの理解を得るために「CAPおとなワークショップ」を実施し、延べ209人が参加しました。その実績が評価されて、21年9月からさらに1年間、助成金を受けることが決まりました。助成金は、豊中市内での「CAPおとなワークショップ」の実施、協会周辺校区及び他地域での学校園、児童養護施設でのCAPプログラム実施などの事業費にあてられます。

CAPは人権教育プログラム

CAPは、子どもへの暴力（いじめ、暴言、痴漢、ストーカー、虐待などあらゆる暴力）に対抗する人権教育プロ

グラムです。暴力は、身体的な暴力だけではなく悪口や仲間外れにする、無視するなど精神的な暴力も含まれます。CAPプログラムでは、子どもたちに「人権」を「安心して生きる権利」「自信を持って生きる権利」「自由に生きる権利」というわかりやすい言葉と寸劇で伝えます。そして、もしも大切な権利が奪われた時には、「イヤだと言ってもいい」「逃げてもいい」「信頼出来るおとなに相談してもいい」という具体的な解決方法を伝えています。また、子どもへの人権教育とともに「おとなワークショップ」を開催して周りのおとなに子どもの声を聴くことの大切さと聴き方を理解してもらいます。

CAPプログラムの背景には、人権とは「生きる力」であり、人権尊重とは自分を大切に思う気持ちを高めること。もし、自分の大切な権利を奪われそうになったら、奪われないように行動してもいいというエンパワメントの思想があります。よく考えてみると、これはいじめや虐待などだけではなく、差別という暴力に立ち向かう時にもなくてはならない考え方です。（参考：森田ゆり『エンパワメントと人権』（解放出版社、1998年）

1年目の事業

本事業の特徴は、協会とNPO法人CAPみしま・大阪、ならびに一般社団法人J-CAPTAの力を組み合わせたことです。協会の持つ機能と地域で培ってきたネットワークをいわば「ハードウェア」とし、CAPみしま大阪とJ-CAPTAの全面的な協力を「ソフトウェア」として実施してきました。別表(28頁)が実績です。なお、協会事業として21年5月にオンラインでCAPプログラムの開発者である森田ゆりさんの講演会を実施しました。また、20年9月のおとな向けワークショップを撮影編集してyoutube動画として、協会HPに特設コーナーを設けて掲載しています。

事業の成果

おとなワークショップの実施アンケートを見ると、「暴力について認識が浅かった」「安心・自信・自由の権利がとてもわかりやすかった」「ロールプレイによってそれぞれの課題についてよく考えることができた」「もっと早くこのプログラム知りたかった」など回答があり、全体で89%の参加者が、「子どもにCAPプログラムを実施することは必要だ」と答えています。

中学生暴力防止プログラムのアンケートでは、「あなたには、いじめや暴力にあわないで、安心して生きる権利があると思いますか？」の問いに対して、ワークショップ実施前のアンケートに「ある」と答えた生徒は63



人でしたが、ワークショップ実施後は83人に増えていました。着実に成果を上げています。

協会としても外部の専門家や実践者と地域の学校園、児童養護施設との連携の作り方など学ぶことにつながりました。CAPプログラムを学校園、児童養護施設に届けるにあたり、協会が間に入って、プログラムを受け入れる側のニーズを把握し、それをCAPみしま・大阪に伝え、きめ細かく実施に向けた調整をすることができるようになったといえます。それを通して、学校に行きづらい子どもが増えていること、その背景には親たちの生活上の困難など複合的な要因があることも共有してきました。そんな課題を聞かせてもらって、2年目の助成金申請をしました。

2年目の事業に向けて

2年目の助成金事業のタイトルは、コミュニティベースのCAP推進事業～「安心・自信・自由」の地域づくり～です。協会は、本事業を通して引き続き児童養護施設及び周辺にCAPを届けるとともに、「安心・自信・自由」を合言葉にした地域づくりを進める力量を持った組織へと成長していくことが

求められています。

活動内容は次のことを考えています。

- ・中学生暴力防止プログラムの実施
- ・CAP 子ども向けワークショップ：小学校2校（克明、箕輪）、児童養護施設での実施に加えて、協会「子どもの居場所／学習支援事業」参加の子どもを対象に学校の枠を超えて実施する。
- 合わせて、他地区での実施を追求する
- ・映像制作講座の実施：子どもたち自身が映像表現法を学び、CAPで学んだ内容をグループで話し合いながら作品を制作して社会に発信する経験を通じて、多面的に思考することやグループ活動の楽しさを経験する
- ・「安心・自信・自由」の地域づくりに共感する仲間づくり（ボランティア含む）を行います。すでに、9月15日には、「CAPおとなワークショップ」を庄内公民館で開催しました（共催：豊中市こども未来部こども事業課）。



協会がCAPプログラムを地域の学校園、児童養護施設に届けることを通して、地域の子どもの関わる課題（生活困難による不登校の子ども増加、外国をルーツに持つ子どもたちの生活上の困難、など）が教職員、協会関係者の間で共有されるようになりました。協会、学校園、児童養護施設、市民とのつながりを一層強めて、日常的に情報を共有し、声を掛け合い、子どもの人権を軸にしたコミュニティになっていくことが大切だと考えています。

地域にCAPを！2年目の期待

2年目の採択おめでとうございます！コロナ禍真ただ中での1年目事業開始。それでも迷うことなく事業の講師を、会場を、日程を決めて行く。あっという間に案内チラシが完成。どの事業も人が一杯！もうお見事！というしかありません。

とよなか人権文化まちづくり協会を中心とする地域はとても人権意識が高いと感じます。人権教育プログラムとしてのCAP、暴力に人権で対抗するというCAPの視点がうまい具合にマッチングしたように思います。1年目の事業目標はほぼ達成されて、既に新しい地域への広がりが見られ「安心・自信・自由の地域づくり」への期待が膨らみます。このような子ども中心の事業の広がりに乗り遅れないよう、私たちもしっかり研鑽を積んで、感謝の気持ちを持って協力させていただきます。【山根 若子 NPO法人CAPみしま・大阪】

これまでの活動実績（2020.9.1～2021.8.31）

日時	内容	対象	会場
2020.9.4	おとな向けワークショップ	市民、子どもに関わるおとな 15名	人権平和センター 豊中
2020.10.28	ともだちこども園職員向けワークショップ	こども園職員 36名	〃
2020.11.18	翼職員向けワークショップ	児童養護施設翼職員 18名	翼
2020.12.9	五中保護者向けワークショップ	市民、小中学校保護者 24名	第五中学校
2020.12.24	五中校区教職員向けワークショップ	校区合同研修として 実施 64名	〃
2021.1.26	第五中学校子ども向けワークショップ①	五中2年生 106名	〃
2021.1.28	第五中学校子ども向けワークショップ②	五中2年生 106名	〃
2021.4.14	おとな向けワークショップ	協会スタッフ、市民、市職員 22名	人権平和センター 蛍池
2021.4.15	木村里美さんとの勉強会	協会職員、市民、翼職員 8名	人権平和センター 豊中
2021.6.15	克明小教職員向けワークショップ	克明小学校教員 12名	克明小学校
2021.6.29	克明小学校子ども向けワークショップ	4年生 63名	〃
2021.7.1	克明小学校子ども向けワークショップ	2年生 60名	〃
2021.7.10	箕輪小学校保護者向けワークショップ	保護者（PTA） 18名	箕輪小学校
2021.8.2 ～4	翼子ども向けワークショップ（プレ）3日間	翼幼児 6名	翼
2021.8.3 ～4	翼子ども向けワークショップ（ベーシック）2日間	翼小学低学年 7名	翼
2021.8.31	箕輪小学校子ども向けワークショップ	2年生 50名	箕輪小学校



こども多世代ふれあい事業

一年を振り返って

大塚 かおり【こども多世代ふれあい事業スタッフ】

昨年4月から、豊中市委託事業として「こども多世代ふれあい事業」が始まる予定でしたが、緊急事態宣言により小中学校が休校のため、6月からの開始になりました。まずは、手洗い、消毒、マスク、水筒持参の習慣作りからスタートしました。

初めは、戸惑い、不安が見えていた子どもたちでしたが、私たちはまず、私たちが大切にしていこう「気持ちを聞こう、聞かせて!」「気持ちを話そう、話して!」「困ってる友達のこと知らん顔せんところ!」ということ伝える機会と掲示物を作りました。



そして、少しずつ友だちと関わり、私たちとの関わりが増えていく中で、泣いている友だちを気にかけて、声をかけてくれる姿や年下の子に「廊下走ったらこけてケガしちゃうから走ったらだめやで。」と理由を伝えつつ注意してくれる姿をみかけるようになりました。とても素敵な子どもたちです。これからも一緒に成長していけるようスタッフ一同、力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。



INFORMATION

※すべて入場無料です

人権パネル展

なくそうアカデミック・ハラスメント！

～みんなの快適な学習・教育・研究環境のために～

11月17日（水）～27日（土）9時～17時（日曜祝日を除く）

会場：人権平和センター豊中

人権文化まちづくり講座

子どもの虐待と親の回復支援

～社会からの「孤立」を防ぐために～

11月25日（木）18：30～20：30

講師：伊藤 悠子さん（看護師・公認心理師・メディエーター）

会場：人権平和センター蛍池（定員60人）+ZOOM

申込：電話、メール、FAX、来館、HPで受付

一時保育：11月18日までに申込。1歳から小学3年生まで。ひとり300円。

人権文化まちづくり講座

子どもの声からまちづくりを考える

～大阪・西成の取り組みから～

12月9日（木）18：30～20：30

講師：村上 靖彦さん（大阪大学人間科学研究科教授）

会場：人権平和センター蛍池 定員：60人

申込：電話、メール、FAX、来館、HPで受付

一時保育：12月2日までに申込。1歳から小学3年生まで。ひとり300円。

○編集後記○

◆ワクチン接種がコロナの感染を防ぐためのものならば、人権啓発は差別をさせない、差別をなくすためのいわばワクチンのようなものです。一度学んだだけではなかなか身につかない知識も、対話や学びを重ねることで、磨き続けたどろ団子のようにびかびかの知識や経験になるのではないのでしょうか。アップデートも大事です。

◆人権協の会長に就任された青木さんと初めて出会ったのは、青木さんが第五中学校の校長先生のとときでした。校長先生イコールすごい人、堅苦しい人のイメージを持っていましたが、青木さんは真面目かつお茶目な方でした。当時の人担の先生や藤田敬一さんとよくお酒を飲んだ記憶が蘇ります。34年という驚異的な就任歴の島田さんの後任はプレッシャーも大きいと思いますが、青木さんならではの新たな人権協としての舵を切ってほしいです。世界人権宣言豊中連絡会議の会長もどうぞよろしく願いいたします。

◆5月に実施した森田ゆりさんのまちづくり講座はオンライン配信での実施でしたが、90人を超える方の参加がありました。藤岡さんの講座もオンライン配信が検討されたのですが、参加者のみなさんに藤岡さんとお会いしていただきたかったので、対面での実施をゴリ押しさせてもらいました。おかげさまで会場は満員御礼状態で、新たな出会いもあり、感謝感謝の一日でした。子育てを通して自分自身を振り返り、自分がなぜそのように感じたの

かなどを考える機会になりました。映画「プリズン・サークル」ぜひお越しください。

◆オンライン配信の機会が増えたものの、機関紙の読者のうち、講座に参加してくださるのは限られた人たちで、どの部分をピックアップすれば講座の内容が伝わるか、どうすれば読んでもらえるかなどいつも悩みます。グループワークの熱量を紙面で伝えるのはさらに難しく、原稿の確認作業に時間を割いてくださった宮前さんに感謝の気持ちでいっぱいです。9月16日にバリバラ「部落との出会い」が再放送されました。その案内も兼ねてそれまでに機関紙を発行したかったのですが、間に合いませんでした。

◆理事さんにお手伝いをしてもらいながら、年12回の啓発講座の企画運営に加えて、CAP事業も同時並行で実施してきました。みしま・大阪のみなさんに「豊中さん、すごいですね!」と言われる度、私が褒められている気分になりつつ更に頑張ろうという気持ちになります。豊中市長の基本政策の一つ「教育文化先進都市」はCAPの理念にも重なります。地域とともに協会としての強みを存分にアピールしながら研鑽を積み、2年目の事業も進めていきたいです。◆忙しさにかまけて予定より2か月遅れての発行となりました。楽しみにしてくださっている方がいるとかいないとか、前者であることを期待しながらようやく71号を発行することができました。ご意見ご感想お待ちしております。(森山)

相談窓口のご案内 (豊中市からの受託事業)

1. 総合生活相談

とき：火曜、木曜、土曜の9時～17時（日曜・祝日を除く）

ところ：豊中事務所（人権平和センター豊中）

電話：06-4865-3713

2. 人権相談

とき：月曜、水曜、金曜の9時～17時（日曜・祝日を除く）

ところ：豊中事務所（人権平和センター豊中）

電話：06-4865-3655

お気軽にご相談ください。面談での相談は予約が必要です。

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北 3-13-7 人権平和センター豊中内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：<http://toyoin.secret.jp/>

E MAIL：bww37306@nifty.com 郵便振替：00960-8-153806

螢池事務所 TEL:06(6841)2315 E MAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp



まちづくり協会
ホームページ